

愛媛県美術館 多言語化対応推進事業委託仕様書

業務名

愛媛県美術館 多言語化対応推進事業業務

1 業務の目的

令和5年9月1日に国の認定を受けた「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、外国人観光客等の満足度向上を図るため、コレクションに関する作家および作品に関する情報について、美術の専門的な用語等を適切に翻訳し、また英文校閲を行う。

2 委託料

4,312,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 予定契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

4 業務内容

「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、愛媛県美術館（以下、「美術館」という）に来訪する外国人観光客の満足度向上のため、コレクション展等の館内事業で使用する作品や作家情報およびタブレット等の映像で使用するテロップ等の原稿を翻訳すること。

また、拠点計画において別途実施するデータベースおよび杉浦非水デジタルアーカイブで公開する所蔵作品の基本情報についても同様に翻訳を行い、当館所蔵作品の魅力を発信し、外国人観光客の誘致および幅広い層への文化資源への理解促進を図るため、以下の業務を実施する。

※すべて日本語原稿を英語へ翻訳。

※観光庁「HOW TO 多言語解説文整備」等を踏まえた、訪日観光客を念頭においた翻訳に努めること。

(1) 美術館所蔵作品（約 3,300 点）【40,000 字】の基本情報を翻訳すること。

- ・基本情報：作品名、制作年（和暦）、技法、支持体、サイズ
- ・用語、書体および文体については分野ごと、可能な限り全体で統一を行う。
- ・日本語名が確立している用語は、全体を表音表記して訳語を補足する。

(2) 主要作品解説（約 200 点）【40,000 字】

- ・1 解説につき約 200 字

(3) 対話型鑑賞法による解説文（約 30 点）【6,000 字】

- ・1 解説につき約 200 字

(4) 杉浦非水略歴の翻訳【4,000 字】

(5) 上記（1）～（4）の業務についてネイティブチェック及び英文校閲を行うこと。

※翻訳者は、美術分野の実績を有し、翻訳の実務経験を5年以上有すること（可能な限り、美術分野の専門知識を有することが望ましい）。

※校閲者は、美術分野の実績を有し、実務経験を5年以上有すること。

※翻訳業務を複数名で分担する場合は、翻訳レベルが生じない体制を整えること。

【業務の実施】

- ・美術館からは、翻訳原稿等を電子データ（Word または Excel 形式）で送付する。
- ・受託者は、美術館と協議の上で決定した期限までに翻訳及び英文校閲を行う。必要に応じて、美術館より業務に必要な資料を貸与する。またそれらの用語、表現について参考資料を確認の上翻訳を実施する。
 - ※貸与した資料は業務終了時に美術館に返却するか、各自に処分すること。
 - ※受託者は、同資料を無断で複写し、または第三者に閲覧、貸与してはならない。
- ・受託者は、翻訳を行った文章を電子データ（Word または Excel 形式）で提出する。
- ・美術館による校正の時点で、翻訳内容が著しく不良な場合は、受託者は翻訳内容及び体制を見直し、速やかに再提出すること。
- ・業務完了後から1年間は、実施した翻訳について、疑義が生じた場合に美術館からの照会に対応すること。

【管理運営業務】

- (1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。
- (2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

【納入場所】

愛媛県美術館学芸課に電子データ等で1部納入する。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。
 - ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受託者が自ら開発した部分については受託者に帰属するものとする。

イ 受託者は、委託者が実施する本業務において、受託者の著作物を含む成果物の利用に関し、無償により全面的に許諾するものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害等を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

(5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず美術館に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項であっても、美術館が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。